

令和4年度

ひとり親家庭のしおり

このしおりは、母子家庭、父子家庭、寡婦の方を支援する制度を
まとめたものです。担当機関にお気軽にお問い合わせください。



©2015 秋田県んだッチ

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

(令和4年6月1日作成)

目 次

1 各種相談 1

- ・各種相談員の役割
- ・その他の相談

2 生活・子育て支援 2

- ・放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)
- ・子育て短期支援事業
(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育てタクシー
- ・母子生活支援施設
- ・病児保育事業
- ・地域子育て支援センター
- ・子育て世代包括支援センター

3 就労支援 9

- ・ひとり親家庭就業・自立支援
センター事業
- ・母子家庭等自立支援給付金事業
- ・公共職業安定所が行う職業訓練
- ・子育て中の方に対する就職支援

4 資金の貸付け 11

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・ひとり親家庭高等職業訓練
促進資金貸付金
- ・ひとり親家庭等住宅整備資金
- ・生活福祉資金貸付金

5 手当・助成制度 13

- ・児童扶養手当
- ・児童手当
- ・保育料・副食費助成
(すこやか子育て支援事業)
- ・就学支援
- ・福祉医療費の支給
- ・生活保護
- ・秋田県災害遺児愛護基金
- ・日の出交通遺児育英基金

6 養育費 16

- ・養育費に関する相談
- ・養育費に関する補助制度
- ・養育費に関する情報

7 その他の制度 17

- ・ひとり親「親子交流会」
- ・税制上の優遇措置

母子家庭に関する制度は



父子家庭に関する制度は



と表示しています。







1 各種相談

ひとり親家庭の相談窓口として、各相談機関・職員が相談に応じますので、お気軽にご利用ください。



各種相談員	お住まいの地域の相談機関		
	秋田市	その他の市	町・村
母子・父子自立支援員	各市福祉事務所		最寄りの 県福祉事務所
家庭相談員	子ども未来センター	各市福祉事務所	
女性相談員	子ども未来センター	最寄りの県地域振興局福祉環境部（雄勝を除く）	
	女性相談所		
民生委員・児童委員、主任児童委員	各市町村の福祉担当課		
就業相談員	ひとり親家庭就業・自立支援センター 又は 最寄りの県地域振興局福祉環境部		
児童福祉司、児童心理司	最寄りの児童相談所		

※所在地・電話番号は20ページをご覧ください。

● 各種相談員の役割

母子・父子自立支援員		<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭、父子家庭、寡婦の方が抱えている悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをします。 ・電話による相談や家庭訪問も行います。
家庭相談員		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家庭に関する悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをします。 ・電話による相談や家庭訪問も行います。
女性相談員		<ul style="list-style-type: none"> ・男女間のトラブルや離婚問題、夫（元夫）や交際相手からの暴力などの相談に応じます。
民生委員・児童委員 主任児童委員		<ul style="list-style-type: none"> ・あなたの地域において、生活や子どもに関する心配ごとなどの相談に応じます。
就業相談員		<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の就業に関する相談や子育て相談、生活相談を行うほか、養育費等の法律相談に応じます。
児童福祉司 児童心理司		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する各種相談に応じます。

● その他の相談

赤ちゃん相談電話 「赤ちゃんほっと ダイヤル」		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の養育について、看護師・保育士・栄養士・心理担当職員が電話相談に応じます。 ◇秋田赤十字乳児院 電話：018-884-1761 時間：午前8時30分から午後11時（年中無休）
女性ダイヤル相談		<ul style="list-style-type: none"> ・女性からの様々な相談に応じます。他の専門機関への紹介もします。 ◇女性相談所 電話：018-835-9052 時間：（平日）午前8時30分から午後9時 （土日祝日）午前9時から午後6時（年末年始は休み）

2 生活・子育て支援

● 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）



・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業が終わった後などに遊びや生活の場を提供して、子ども達の健全な育成を図ります。

- ・実施場所 … 小学校の空き教室、児童館、公民館等の公的施設、保育所等
- ・料金・利用時間等 … 各市町村、実施場所によって異なります。

◆問い合わせ先：各市町村

● 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）



(1) ショートステイ

・保護者が一時的なケガや病気などで家事・育児にお困りのときに、施設で子どもの養育や母子の保護を行います。

(2) トワイライトステイ

・保護者の仕事が夜間にわたる場合や休日に不在などのとき、子どもの生活指導や食事の提供等を行います。

【実施施設】

種 別	施設名称	連絡先	ショートステイ	トワイライトステイ
児童養護施設	聖園天使園	018-838-1043	秋田市、男鹿市、潟上市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市	
	感恩講児童保育院	018-845-0483	秋田市、男鹿市、潟上市、由利本荘市、大仙市	
	陽清学園	0186-66-2104	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市	能代市、北秋田市
	県南愛児園	0182-32-6065	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、羽後町	横手市
乳 児 院	秋田赤十字乳児院	018-884-1760	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、潟上市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、五城目町	
母子生活支援施設	秋田わかばハイム	018-832-3624	秋田市	
	聖徳会若草ハイム	018-823-1208		秋田市
	秋田婦人ホーム	018-831-1467		秋田市
	白百合ホーム	0186-42-1849		大館市

◆問い合わせ・申し込み先：各施設

● ひとり親家庭等日常生活支援事業



・ひとり親家庭が就職活動や病気などで家事・育児にお困りのときに、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のお世話や保育などを行います。（所得に応じて一部負担金があります。）

※ 事業実施の有無と併せて各市町村へお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各市町村

● ファミリー・サポート・センター事業

・仕事の都合などで保育園等へ子どもの送迎ができないときのほか、保育時間の終了後も子どもを預かってほしいときや、子どもを連れていけない用事があるときなどに、援助会員（送迎や預かりをしてくれる地域の方々）がサポートしてくれます。（利用前に会員登録が必要です。）

【実施地域】

市町村名	連絡先	市町村名	連絡先
秋田市	018-887-5336	湯沢市	0183-73-3321
能代市	080-3206-1299	鹿角市	0186-30-0855
横手市	0182-35-7211	由利本荘市	0184-22-3489
大館市	0186-49-3485	潟上市	018-838-0150
男鹿市	0185-27-8074	大仙市	0187-62-1386

このほかに、子育てサポーター養成講習会を修了した方々が中心となり、地域の子どもをお預かりする「子育てサポーターグループ」が、県内各地で活動しています。

◆問い合わせ先：連絡先の事業実施機関

● 子育てタクシー

・通常のタクシー料金で、研修を受けたタクシードライバーが、乳幼児を伴う外出のサポートや子どもだけの送迎を保護者に代わり責任を持って行います。事前に利用登録が必要です。

事業者名	運行エリア	住所	連絡先
秋田合同タクシー（株）	秋田市	秋田市八橋南一丁目 3-22	018-864-1227
あさひ自動車（株）	秋田市	秋田市牛島西一丁目 1-11	018-834-5555
国際タクシー（株）	秋田市	秋田市橋山本町 3-3	018-833-5931
新昭和タクシー（株）	秋田市の一部、潟上市、井川町	潟上市飯田川下虻川字街道下 1-5	018-877-6864
秋北タクシー（株）	大館市	大館市有浦三丁目 4-18	0186-42-5454
本荘タクシー（株）	由利本荘市（旧本荘市、旧岩城町、旧大内町、旧由利町、旧西目町）	由利本荘市後町 1-1	0184-24-5555
(資)黒銀タクシー	大仙市(旧大曲市、旧仙北町、美郷町)	大仙市大曲戸巻町 10-25	0187-62-8888
つばめ自動車（株）	横手市	横手市平城町 6-27	0182-32-0654
よこてタクシー（株）	横手市(旧横手市)	横手市赤坂字仁坂 104-36	0182-36-8580

◆問い合わせ先：各タクシー事業者

● 母子生活支援施設

・生活上の様々な問題を抱える母子家庭のお母さんが、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

名称	設置主体	所在地	電話
ハニーハイムかづの	鹿角市	鹿角市尾去沢蟹沢字 1-24	0186-23-3559
白百合ホーム	(福)大館感恩講	大館市泉町 7-20	0186-42-1849
能代松原ホーム	能代市	能代市住吉町 5-1	0185-52-5043
秋田わかばハイム	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	秋田市南通築地 2-6	018-832-3624
秋田聖徳会若草ハイム	(福)秋田聖徳会	秋田市川元小川町 1-4	018-823-1208
秋田婦人ホーム	(福)秋田婦人ホーム	秋田市橋山古川新町 41-2	018-831-1467
横手市サンハイム	横手市	横手市松原町 2-13	0182-23-6092

◆問い合わせ先：各市福祉事務所、最寄りの県福祉事務所

● 病児保育事業




- ・保護者が働いていて、病気の子どもを自宅で保育することが難しいときに、病院や保育所などで一時的に保育します。詳しくは、各施設又は各市町村にお問い合わせください。
- ※体調不良児対応型は、実施施設に入園している児童が保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行います。
- ※病児対応型・病後児対応型は、小学生までを対象としていますが、年齢制限を設けている施設もあります。なお、症状によっては預かることができない場合もありますので、事前に施設に確認してください。

【実施施設】

所在地	施設名称	連絡先	病児 対応型	病後児 対応型	体調不良児 対応型	
秋田市	川元山下	市立秋田総合病院	018-883-1520	○		
	手形	グリーンローズてがた保育園	018-834-0766			○
	牛島	牛島ルンビニ園	018-832-3045			○
	南通	あきた保育園	018-833-4614		○	
	南通	中通総合病院	018-833-1122	○		
	保戸野	あきた中央こども園	018-896-0121			○
	保戸野	ビーンズ保育園（企業主導型保育事業）	018-853-7166	○		
	飯島西袋	ナーサリーふじ	018-893-5880		○	
	仁井田	あおぞら幼保連携型認定こども園	018-839-5375		○	
	新屋寿町	やまばと保育園	018-865-0633			○
	御所野	ごしょの保育園	018-892-7555			○
四ツ小屋	あおぞらなないろ園	018-839-7979			○	
能代市	緑町	地域医療機能推進機構秋田病院	090-8924-4253	○		
	花園町	すぎ保育園	0185-52-0661			○
	向能代	さんさん保育園	0185-52-5513			○
	日吉町	平野医院	0185-54-3181	○		
横手市	婦気	伊藤小児科・内科医院 （病児保育園おひさま）	0182-23-6477	○		
	城西町	アソカ保育園	0182-33-1978			○
	前郷一番町	明照保育園	0182-32-7388			○
	大屋新町	白梅保育園	0182-33-5924			○
	横手町	幼保連携型認定こども園相愛こども園	0182-36-1334			○
	八幡	幼保連携型認定こども園和光こども園	0182-36-1221			○
	三本柳	ときわベビーハウス	0182-32-1616			○
	赤坂	むつみ幼保連携型認定こども園	0182-33-2777			○
	赤坂	むつみ乳児保育園	0182-38-8020			○
	猪岡	旭保育園	0182-36-2309			○
	金沢	金沢保育園	0182-37-2176			○
	平鹿町	浅舞感恩講保育園	0182-24-1148		○	
	平鹿町	下鍋倉保育所	0182-24-0247			○
	平鹿町	醍醐保育園	0182-56-0155			○
	十文字町	十文字保育園	0182-42-1055			○
十文字町	にしの杜保育園	0182-23-7061			○	

所在地		施設名称	連絡先	病児 対応型	病後児 対応型	体調不良児 対応型
大館市	片山町	エンジェル	0186-43-6789		○	
	常盤木町	マミースマイル	0186-42-3341	○		
	釈迦内	キッズテラスアットセイジュ	0186-57-8170	○		
	御成町	B a m b i - n i	0186-59-7516			○
男鹿市	船川港船川	男鹿みなと市民病院	0185-23-2221		○	
湯沢市	元清水	湯沢乳児保育園	0183-72-2728		○	
	深堀	深堀保育園	0183-72-2512			○
	横堀	認定こども園おがち保育園	0183-52-2559			○
	裏門	みたけこども園	0183-73-1745			○
	三梨町	認定こども園あおぞらこども園	0183-42-3117			○
	山田	湯沢市病児保育室はぐくみ	0183-72-8585	○		
鹿角市	花輪	花輪さくら保育園	0186-23-3445		○	
	花輪	かつの厚生病院	0186-23-2220	○		
由利本荘市	本荘	病後児保育室ちゅうりっぷ (ショートステイいきいきASOKO内)	0184-23-1313		○	
	矢島	矢島病後児保育室(矢島子供館内)	0184-27-5656		○	
潟上市	昭和大久保	昭和こども園	018-838-0140			○
	天王	天王こども園	018-853-8277			○
大仙市	大花町	大曲こどもクリニック	0187-73-7330	○		
	刈和野	生和堂医院	0187-87-3070	○		
	太田町	太田診療所	0187-88-2233	○		
北秋田市	大町	鷹巣中央保育園	0186-62-2630			○
	栄	鷹巣東保育園	0186-62-2254			○
	花園町	子育てサポートハウスわんぱあく	0186-62-5557		○	○
	東横町	認定こども園しゃろーむ	0186-62-1049			○
	脇神	南鷹巣保育園	0186-62-1140			○
	李岱	あいかわ保育園	0186-78-9030			○
にかほ市	仁賀保地区	にかほ保育園	0184-32-3200			○
	仁賀保地区	つばみ保育園	0184-62-8260		○	○
	象潟地区	白百合こども園	0184-43-2456			○
八郎潟町	大道	八郎潟たいようこども園	018-875-5172			○
美郷町	土崎	千畑なかよし園	0187-85-3115			○
	六郷	六郷わくわく園	0187-84-0023			○
	飯詰	仙南すこやか園	0187-83-2100			○
羽後町	西馬音内	にしもないこども園	0183-62-2344		○	
	貝沢	みわこども園	0183-62-1351			○

◆問い合わせ先：各施設又は各市町村

● 地域子育て支援センター 

・親同士が楽しくおしゃべりをしながら、就学前の子供を自由に遊ばせることができる場所です。
楽しいイベントや育児講座の開催のほか、サークル活動の支援を行っています。

市町村名	名 称	実施施設	所 在 地	電 話
秋田市	秋田市子ども未来センター	秋田拠点センターアルヴェ	秋田市東通仲町4番1号	018-887-5340
	子育て交流ひろば	西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	018-826-9007
	子育て交流ひろば	北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	018-893-5985
	子育て交流ひろば	河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5146
	子育て交流ひろば	雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5530
	子育て交流ひろば	南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目5番1号	018-838-1216
	子育て交流ひろば	東部市民サービスセンター	秋田市広面字釣瓶町13番地3	018-853-1082
	子育て交流ひろば	中央市民サービスセンター	秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5652
	秋田市子ども広場	フォンテAKITA	秋田市中通二丁目8番1号	018-893-6075
能代市	能代市子育て支援センター	能代市第一保育所	能代市上町12-32	0185-52-8115
	能代市子育て支援センターさんぼえむ	二ツ井伝承ホール	能代市二ツ井町字上台1-1	0185-73-3111
	つどいの広場	イオン能代店	能代市柳町11-1	080-3206-1299
横手市	横手市子育て支援センターなかよし	横手市児童センター	横手市駅前町1番21号	0182-32-2426
	増田町子育て支援センターひよこルーム	ますだ保育園	横手市増田町増田字七日町66番地	0182-45-4637
	平鹿町子育て支援センターりんごちゃんひろば	醍醐保育園	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76番地	080-1650-8987
	沼館保育園子育て支援ルームすくすく	沼館保育園	横手市雄物川町沼館字千刈田2番地	080-2801-3302
	大森町子育て支援センターたんぼぼ	大森子どもと老人のふれあいセンター	横手市大森町字菅生田245番地34	0182-26-3520
	十文字町子育て支援センター(育児相談のみ実施)	十文字市民サービス課	横手市十文字町字海道下12番地5	0182-42-5114
	山内子育て支援センター	さんない保育園	横手市山内土淵字菅生37番地7	0182-53-2172
	大雄子育て支援センター	たいゆう保育園	横手市大雄字田村72番地	080-2800-0245
	つどいの広場ひらか	アイリスハウス	横手市平鹿町浅舞字蔦沼291番地	0182-24-3155
大館市	城南保育園分園子育て相談室	城南保育園分園	大館市字水門前124	0186-42-8185
	つどいの広場「ひよこ」	ニプロハチ公ドームパークセンター	大館市上代野字稲荷台1-1	0186-48-2377
	扇田保育園地域子育て支援センター	扇田保育園	大館市比内町扇田字町後13-8	0186-55-3095
男鹿市	男鹿市地域子育て支援センター	船川北公民館内	男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	0185-23-2551
湯沢市	湯沢市子育て支援総合センター	湯沢市子育て支援総合センター	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-3501
	ふたば子育て支援センターにこにこ	双葉幼稚園	湯沢市表町四丁目5番23号	0183-56-6247
	稲川子育て支援センター	あおぞらこども園	湯沢市三梨町字古三梨155番地	0183-42-5222
	おがち子育て支援センター	おがち保育園	湯沢市横堀字土淵28番地	0183-52-5610
	皆瀬子育て支援センター	皆瀬保育園	湯沢市皆瀬字沢梨台47番地2	0183-46-2446
鹿角市	鹿角市子ども未来センター	鹿角市文化の杜交流館	鹿角市花輪字八正寺13	0186-30-0855
由利本荘市	本荘子育て支援センターあいあい	本荘子育て支援センター	由利本荘市石脇字田尻30-12	0184-28-5535
	本荘子育てセンターあおぞら	由利本荘市こどもプラザ「あおぞら」	由利本荘市桜小路1-5	0184-22-3489
	矢島子育て支援センター	矢島保育園	由利本荘市矢島町城内字八森下515	0184-27-5656
	岩城子育て支援センター	岩城児童センター	由利本荘市岩城内道川字水呑場27-1	0184-73-3612
潟上市	潟上市若竹子育て支援センター	若竹幼児教育センター内	潟上市飯田川下虻川字ハッロ80	018-877-4050
	潟上市天王子育て支援センター	天王こども園内	潟上市天王字持長根116-1	018-878-9809
	潟上市昭和子育て支援センター	昭和こども園内	潟上市昭和久保字堤の上1-3	018-838-0150
	潟上市出戸子育て支援センター	出戸こども園内	潟上市天王字北野231-2	018-878-4420
大仙市	大曲駅前こども園かがやき広場	大曲駅前こども園	大仙市大曲通町1-43	0187-63-5118
	四ツ屋こども園つよっこ広場	四ツ屋こども園	大仙市四ツ屋字西下瀬159	0187-66-1517

市町村名	名 称	実施施設	所 在 地	電 話
大崎市	大曲中央こども園めんちょ広場	大曲中央こども園	大崎市大曲花園町4-88	0187-62-1027
	神岡子育て支援センターおひさまひろば	すくすくだけっこ園	大崎市神宮寺字中瀬古川敷31-4	0187-72-2148
	中仙子育て支援センターわんぱく広場	なかせんワイワランド	大崎市長野字新山131	0187-56-4139
	協和子育て支援センターきらきらひろば	協和まほろばこども園	大崎市協和荒川字下谷地53	018-892-3426
	南外子育て支援センターぞうさんくらぶ	つきの木こども園	大崎市南外字梨木田96-1	0187-73-1088
	仙北子育て支援センターわくわく広場	せんぼくちびっこランド	大崎市高梨字大嶋367	0187-63-1143
	おおた子育て支援センターたんぼぼ広場	おおたわんぱくランド	大崎市太田町横沢字窪関南515-4	0187-86-9110
	西仙北子育て支援センターみつばっ子げんきひろば	みつば保育園	大崎市大沢郷宿字山田178-1	0187-87-7130
	子育て支援拠点施設まるこのひろば	大花都市再生住宅	大崎市大花町1-7	0187-63-2344
	子育て支援拠点施設うさちゃんひろば	中仙市民会館	大崎市北長野字袴田95	080-2845-9267
	子育て支援拠点施設つなっこひろば	大綱交流館内幼児室	大崎市刈和野字愛宕下24-1	080-8214-8159
北秋田市	地域子育て支援センターしゃろーむ	幼保連携型認定こども園しゃろーむ	北秋田市東横町10-34	0186-62-1999
	つどいの広場	子育てサポートハウスわんぱあく	北秋田市花園町19-4	0186-62-5557
	ねまーる広場	北秋田市民ふれあいプラザコムコム	北秋田市花園町10-5	0186-84-8560
	あいかわ保育園あいあい	あいかわ保育園	北秋田市李岱字下豊田1番地	0186-78-9030
	にこにこ	鷹巣東保育園	北秋田市栄字太田新田43-2	0186-62-2254
にかほ市	にかほ市仁賀保子育て支援センターなかよし広場	にかほ保育園	にかほ市院内字嶋田70	0184-32-3200
	にかほ市金浦子育て支援センターにこにこ	勢至保育園	にかほ市金浦字木の浦山17-11	0184-38-2291
	にかほ市象潟子育て支援拠点センターぐらうちよきばあ	象潟保健センター	にかほ市象潟町字浜ノ田1	0184-43-7501
	皇城ひろば	皇城こども園	にかほ市象潟町小滝字舞台64-2	0184-44-2314
仙北市	神代こども園子育て支援センターわいわい広場	神代こども園	仙北市田沢湖神代字珍重屋敷89-3	0187-44-2502
	だしのこ園子育て支援センターだしのこルーム	だしのこ園	仙北市田沢湖生保内字武蔵野117-263	0187-43-1025
	ひのきないこども園子育て支援室さくらんぼルーム	ひのきないこども園	仙北市西木町松木内字高屋137	0187-48-2345
	にこにここども園子育て支援室なかよしルーム	にこにここども園	仙北市西木町門屋字六本杉2-1	0187-47-2525
	角館地域子育て支援センターおひさまルーム	角館こども園	仙北市角館町中菅沢91-1	0187-53-2918
	地域子育て支援拠点事業(さくらっこ)	仙北市子育て支援施設	仙北市角館町田町上丁69-1 角館児童館2F	080-1663-4494
	藤里町	藤里町子育て支援センターばんぶ〜ひろば	藤里保育園	藤里町藤琴字三ツ谷脇38-1
三種町	三種町子育て支援センター	保育所	三種町森岳字御休下227	0185-83-2633
八峰町	八峰町子育て支援センターあいあい	八峰町子育て支援センターあいあい	八峰町峰浜水沢字稲荷堂後116番地1	0185-74-6173
五城目町	五城目町地域子育て支援センターこどもの木	もりやまこども園	五城目町字羽黒前76-1	018-852-3805
八郎潟町	八郎潟町子育て支援センターにゃんぱち子育てらんど	八郎潟町えきまえ交流館はちバル	八郎潟町字中田67番地4	018-827-5602
井川町	わいわい広場さくらっこ	子育て支援多世代交流館「みなくる」	井川町坂本字山崎49-1	018-838-6913
大湯村	大湯村子育て支援センター	大湯こども園	大湯村字中央5番地1	0185-45-2345
美郷町	千畑子育て支援センター	千畑なかよし園	美郷町土崎字上野乙31	0187-85-3115
	仙南子育て支援センター	仙南すこやか園	美郷町飯詰字糠刈4-1	0187-83-3075
	あそびにおいで	六郷わくわく園	美郷町六郷字作山13-7	0187-84-0023
羽後町	羽後町子育て支援センターわくわくひろば	羽後町子育て支援センター	羽後町床舞字明通68番地	0183-62-5228
東成瀬村	なるせつ子夢センター	なるせ児童館	東成瀬村田子内字上野8-1	0182-38-8711

◆問い合わせ先：各施設

●子育て世代包括支援センター

・妊産婦や子育て家庭の抱える様々な問題を把握した上で、情報提供、相談支援を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行います。

市町村	名称	対象		担当課	郵便番号	所在地	電話番号
		妊婦・乳児等	幼児以上				
秋田市	秋田市版ネウボラ	○		子ども健康課（秋田市保健所内）	010-0976	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1175
	子育てサービスの総合相談窓口	○	○	子ども未来センター（秋田拠点センターアルヴェ5階）	010-8506	秋田市東通仲町4番1号	018-887-5340
能代市	めんchocoてらす	○	○	子育て支援課	016-8501	能代市上町1-3	0185-89-2948
横手市	子育て応援窓口	○	○	健康推進課	013-0044	横手市横山町1-1	0182-33-9600
		○	○	子育て支援課	013-0036	横手市駅前町1-21 横手市交流センターY2ぷらざ	0182-32-2426
		○	○	増田市民サービス課	019-0792	横手市増田町増田土字肥館173	0182-45-5514
		○	○	平鹿市民サービス課	013-0105	横手市平鹿町浅野字覚町後138	0182-24-1114
		○	○	雄物川市民サービス課	013-0205	横手市雄物川町今宿字嶋田1	0182-22-2157
		○	○	大森市民サービス課	013-0525	横手市大森町字菅生田245-206	0182-26-4030
		○	○	十文字市民サービス課	019-0529	横手市十文字町字海道下7	0182-42-5114
		○	○	山内市民サービス課	019-1108	横手市山内土淵字二瀬8-4	0182-53-2933
		○	○	大雄市民サービス課	013-0461	横手市大雄字三村東18	0182-52-3905
大館市	大館市子育てサポート「さんまある」	○	○	健康課（大館市保健センター内）	017-0897	大館市字三ノ丸55番地	0186-43-7101
男鹿市	子育て世代包括支援センター「おがっこネウボラ」	○	○	健康推進課	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66番地1	0185-27-8155
湯沢市	湯沢市子育て世代包括支援センターHUG（はぐ）	○	○	子ども未来課	012-8501	湯沢市佐竹町1番1号	0183-78-0166
鹿角市	鹿角市子育て世代包括支援窓口 PIKE☆PIKE（ピケピケ）	○		すこやか子育て課（鹿角市福祉保健センター内）	018-5201	鹿角市花輪下花輪50	0186-30-0265
			○	子ども未来センター（コモッセ内）	018-5201	鹿角市花輪字八正寺13	0186-30-0855
由利本荘市	子育て世代包括支援センター「ふぁみりあ」	○	○	健康づくり課	015-0872	由利本荘市瓦谷地1番地	0184-22-1834
潟上市	子育て世代包括支援センター「かたるん」	○	○	子育て応援課 子ども健康支援班	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5372
大仙市	大仙市子育て世代包括支援室「すくすくはなび」	○	○	健康増進センター（健康福祉会館2階）	014-0027	大仙市大曲通町1-14	0187-73-6811
		○	○	健康増進センター西部（西仙北庁舎内）	019-2192	大仙市刈和野本町5	0187-75-0476
		○	○	健康増進センター東部（中仙庁舎内）	014-0292	大仙市北長野茶畑141	0187-56-7211
北秋田市	北秋田市子育て世代包括支援センター「ココロン」	○	○	医療健康課（北秋田市保健センター内）	018-3315	北秋田市宮前町9-69	0186-62-6681
にかほ市	にかほ市ネウボラ「あのね」	○	○	健康推進課（金浦保健センター内）	018-0311	にかほ市金浦花湯83-1	0184-38-4200
仙北市	仙北市版ネウボラなないろ	○	○	保健課	014-0392	仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2252
		○	○	子育て推進課	014-0392	仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2280
小坂町	小坂町多世代型包括支援センター「まるねっと」	○	○	福祉課	017-0292	小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-3926
上小阿仁村	上小阿仁村子育て世代包括支援センター	○	○	住民福祉課	018-4494	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地	0186-77-3008
藤里町	藤里町子育て世代包括支援センター	○	○	町民課	018-3201	山本郡藤里町藤里字藤里8番地	0185-79-2113
三種町	三種町子育て世代包括支援センター	○	○	健康推進課	018-2401	山本郡三種町森岳字上台93番地5	0185-83-5555
八峰町	八峰町子育て世代包括支援センター	○	○	福祉保健課	018-2502	山本郡八峰町峰浜目名湯字目名湯118番地	0185-76-4608
五城目町	町子育て世代包括支援センター「すぎのこてらす」	○	○	健康福祉課	018-1792	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1	018-852-5180
八郎潟町	八郎潟町子育て包括支援センター	○	○	保健課（八郎潟保健センター）	018-1616	南秋田郡八郎潟町大道84	018-875-2800
井川町	井川版ネウボラ	○	○	健康センター	018-1596	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1	018-874-3300
大潟村	大潟村子育て世代包括支援センター	○	○	大潟村保健センター	010-0443	南秋田郡大潟村中央1-13	0185-45-2613
美郷町	美郷町子育て世代包括支援センター	○	○	福祉保健課健康対策班	019-1541	美郷町土崎字上野乙170-10	0187-84-4900
羽後町	羽後町子育て世代包括支援センター	○	○	福祉保健課	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東成瀬村	東成瀬村子育て世代包括支援センター	○	○	民生課	019-0801	雄勝郡東成瀬村田子内仙人下30-1	0182-47-3405

◆問い合わせ先：各市町村

3 就労支援

● ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

・ひとり親家庭のお母さんなどへの就業相談、養育費相談、子育て・生活相談を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。

- (1) 就業相談 … 就業するために解決すべき問題の相談に応じます。
- (2) 就業支援講習会 … 介護職員初任者研修、パソコン、経理事務、調理師試験対応、就職活動支援セミナー
- (3) 求人情報提供 … 就業を希望する登録者へ求人情報を提供します。
- (4) 養育費相談 … 養育費の取り決め・請求等の相談、弁護士による法律相談を行っています。

◆問い合わせ先：秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

● 母子家庭等自立支援給付金事業

・母子家庭の母又は父子家庭の父が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講する際、その費用の一部又は訓練中の生活費を支給します。

(1) 自立支援教育訓練給付金

・県又は各市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の60%（上限20万円、専門資格の取得を目的としたもの場合は160万円）が支給されます。ただし、1万2千円以下の場合の対象外となります。

また、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金が支給される場合は、その額を差し引いた額が支給されます。

(2) 高等職業訓練促進給付金

・県又は各市が定める資格（看護師、保育士、介護福祉士、美容師等）の取得を目的として長期間（1年以上※令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合に限り6か月以上）にわたり養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費及び修了支援給付金が支給されます。

※ 市にお住まいの方は、事業実施の有無と併せて各市福祉事務所へお問い合わせください。

※ 所得、失業給付の受給状況等により支給対象とならない場合があります。

◆問い合わせ先：各市福祉事務所、町村にお住まいの方は最寄りの県福祉事務所

● 公共職業安定所（ハローワーク）が行う職業訓練等

・ひとり親家庭のお母さんなどが、仕事に就く前に技術を身につけることが必要な場合に、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設（秋田技術専門校等）において職業訓練を受けることができます。

・世帯の収入や金融資産が一定額以下の方は、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、職業訓練を受けることができる求職者支援制度をご利用いただくことも可能です。

◆問い合わせ先：最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）

● 子育て中の方に対する就職支援

- ・子育てをしながら働きたい方のために、希望や状況に応じてきめ細やかな就職支援を行います。キッズコーナーを設置し、予約制・担当者制での相談や応募書類の作成支援等を行います。
- ・また、地域の保育施設等の情報提供や、育児と両立しやすい求人をピックアップして掲示するなど、子育て中の方の就職活動をサポートします。

【実施機関】

所在地	名称	設置場所	連絡先	利用時間
秋田市	マザーズコーナー秋田	アトリオンビル3F	018-836-9001	月・金 9:00~18:30 火~木 9:00~17:15 第2・4土 10:00~17:00 キッズコーナーは平日の9:00~17:00までご利用いただけます。
横手市	ハローワークよこてマザーズコーナー	ハローワークよこて内1F	0182-33-8103	平日のみ 9:00~16:30 キッズコーナーは平日の9:30~14:30までご利用いただけます。

◆問い合わせ先：各実施機関

4 資金の貸付け

● 母子父子寡婦福祉資金貸付金

- ・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため無利子又は低利子で各種資金の貸付けを行っています。
- ・申請書を提出してから貸付まで日数を要しますので、早めに申請をしてください。

◆問い合わせ先：各市町村

①貸付けを受けることができる方

- (1) 母子家庭の母 … 20歳未満の子どもを扶養している方
- (2) 父子家庭の父 … 20歳未満の子どもを扶養している方
- (3) 寡 婦 … かつて母子家庭の母として子どもを扶養していたことのある方
- (4) 児 童 … 上記(1)、(2)、(3)が扶養する児童、または父母のいない児童

貸付けを受けることができない場合があります！

- ・申請者又は生計を一にする扶養義務者の所得が、一定以上である場合（すでに十分な自立が認められる）は、貸付けを受けることができません。
- ・また、個別の貸付申請について貸付審査会を開催しており、申請者の生活状況、今後の見通し、償還能力の有無、連帯保証人の有無・状況などを総合的に判断し、貸付けの可否を決定しております。審査結果によっては、貸付けの希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

②資金の種類等

- ・18ページ別表参照
- ・修学資金については、原則、秋田県育英会等と併用はできません。日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方については、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を受けることができます。
- ・大学等就学支援制度による授業料減免又は給付型奨学金を受けるときは、その金額と母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を受けることができます。

③連帯保証人について

- ・貸付けにあたり連帯保証人が必要と判断された場合、審査会において保証の意志、能力、年齢等を考慮し、場合によっては連帯保証人の変更、増員をお願いする場合があります。

④貸付方法

- ・指定の口座へ振り込みます。「月額」で表記された資金については、原則3か月に1回の振込みとなります。

⑤償還方法

- ・償還期限内で年賦、半年賦又は月賦のいずれかによる元利均等方式により償還していただきます。お手元に納入通知書が届きますので、納入通知書に現金を添えて県指定金融機関又は県収納代理金融機関にて納付してください。（支払期限内に納付できない場合は、年3%の違約金が発生しますのでご注意ください。）
- ・なお、県指定金融機関本・支店口座を開設されている方については、平成23年度から口座振替による償還が可能となりました。現在償還中の方も利用できます。口座振替の詳細については、最寄りの県福祉事務所へお問い合わせください。

計画的な資金計画を！

- ・近年、進学率の増加などにより、修学資金及び就学支度資金を利用する方が、多くなっています。それに伴い、滞納や償還遅延といったケースが目立つようになり、償還金の減少から貸付金の確保が困難な状況にあります。
- ・大学等への進学には入学金、授業料、教科書代のほか、自宅外通学であればアパート代、生活費等も必要となり、4年間で1千万円以上の出費となることも珍しくありません。
- ・貸付金はあくまでも「自己資金の不足分を補う」ものです。大学・短大等への進学を考えているお子さんをお持ちの方は、早い段階からの資金準備を進めていただき、必要最小限の貸付金となるように心がけてください。

家計を見直してみませんか



令和2年度に県が実施した「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」で、子どもの将来のために貯蓄したくともできていないひとり親家庭が多くあることがわかりました。県では、町村にお住まいの方を対象に、子どもの教育資金の計画的な準備方法など、家計の改善を支援する事業を行っています。

ファイナンシャルプランナーがご相談に応じます。土日でも相談可能ですので、まずは、お気軽にお問い合わせください。

なお、家計改善支援事業を行っている市もありますので、お住まいの市の福祉事務所にお問い合わせ下さい。 ◆問い合わせ先：最寄りの県福祉事務所

● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金



- ・高等職業訓練促進給付金（9ページ参照）を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的に、資金の貸付けを行っています。
- ・養成機関卒業から1年以内に資格を生かして県内就職し、5年の就業継続で返還が免除となります。

○ 入学準備金：50万円以内

○ 就職準備金：20万円以内

※市にお住まいの方は、高等職業訓練促進給付金の事業実施の有無と併せて各福祉事務所、または貸付事業主体である秋田県社会福祉協議会へお問い合わせください

◆問い合わせ先：最寄りの県福祉事務所、各市福祉事務所、秋田県社会福祉協議会

● ひとり親家庭等住宅整備資金



- ・母子家庭、父子家庭及び寡婦の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付けを行います。

○ 貸付限度額：150万円

○ 貸付利率：年0.1%（年2回の見直しあり、所得税非課税世帯は無利子）

○ 償還期間：据置期間（1年以内）経過後9年以内

◆問い合わせ先：各市町村

● 生活福祉資金貸付金



- ・低所得世帯であって、各種資金の融資を他から受けられない世帯に、生活支援費やお子さんの教育支援費などの貸付けを行います。

◆問い合わせ先：各市町村社会福祉協議会

5 手当・助成制度

● 児童扶養手当

・次のいずれかにあてはまる18歳の年度末までの児童を監護（保護者として生活の面倒をみること）している父又は母、あるいは、父母にかわってその児童を養育している方が受給できる手当です。

- *父母が離婚した児童
- *父または母が死亡、又は生死不明である児童
- *父または母が一定の障害を有する児童
- *父または母が1年以上、刑務所等に拘禁されている児童
- *父または母から1年以上遺棄されている児童
- *父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- *婚姻によらないで生まれた児童
- *遺児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

【手当月額】

支給区分	全部支給 (令和4年4月1日改正)	一部支給 (令和4年4月1日改正)
児童1人目	43,070円	43,060円 ～10,160円
児童2人目	10,170円加算	10,160円 ～5,090円加算
児童3人目以降 (1人につき)	6,100円加算	6,090円 ～3,050円加算

○手当の支払時期

認定請求した日の属する月の翌月分から支給

- ・3～4月分— 5月
- ・5～6月分— 7月
- ・7～8月分— 9月
- ・9～10月分—11月
- ・11～12月分—1月
- ・1～2月分— 3月

※所得に応じて手当額が決定されます。この額は法改正により変更する場合があります。

- ・心身に一定の障害がある場合は、20歳未満の児童が対象となります。
- ・なお、所得額等により手当を受けることができない場合があります。また、これまで公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月1日から、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになっています。
※ 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ・個々のご家庭が支給要件に該当するかどうかについては、お住まいの市町村にご相談ください。

手当が減額される場合があります！

- ・児童扶養手当の支給が開始された月の初日から起算して5年、または支給要件に該当した日の属する月の初日から起算して7年を経過したときのいずれか早いほうから、手当額の2分の1が支給停止となります。
- ・しかし、次の要件に該当している場合、届出をすることにより、一部支給停止の対象となることなく手当を受給することができます。
- ・対象となる方にはお住まいの市町村からお知らせが届きますので、必要な手続きを行ってください。

要件

- ① 就労している。
- ② 求職活動その他自立に向けた活動を行っている。
- ③ 障害を有しているため就労できない。
- ④ 負傷・疾病の状態にあるため就労できない。
- ⑤ 児童や親族の介護が必要なため就労できない。

◆問い合わせ先：各市・県福祉事務所

● 児童手当



・日本国内に居住し、中学校修了前の児童（15歳の年度末まで）を監護し、かつその子どもと一定の生計関係にある方に支給されます。

○支給月額（子ども1人）

(1) 所得制限限度額未満である者

児童の年齢	1人当たりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学生まで（第1子、第2子）	10,000円
3歳以上小学生まで（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

○手当の支払時期

認定請求した日の属する月の翌月分から支給
・2～5月分－6月
・6～9月分－10月
・10～1月分－2月

(2) 所得制限限度額以上所得上限限度額未満である者 一律 5,000円

(3) 所得上限限度額以上である者

支給なし

◆問い合わせ先：各市町村

● 保育料・副食費助成（すこやか子育て支援事業）



・幼稚園・保育所等の保育料・副食費の1/2を助成します（所得制限あり）。

※市町村で上乗せ助成している場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各市町村

● 就学援助



(1) 義務教育就学援助

・経済的理由で就学困難な場合、学習に必要な費用が援助されます。

◆問い合わせ先：各市町村教育委員会

(2) 日本学生支援機構

・大学、短大、専修学校（専門課程）等に在学する優れた学生・生徒で、経済的理由により修学に困難がある者に奨学金の貸与を行ないます。給付型奨学金制度もあり、令和2年度から対象者が拡充されます。

◆問い合わせ先：奨学金相談センター 0570-666-301（ナビダイヤル）

◆申込先：在学する学校または出身高等学校

(3) (公財) 秋田県育英会

・高校、大学等または、専修学校に入学し、他の育英団体等からの学資の貸与を受けていない者が、経済的理由で就学が困難な場合、学資の貸与が行われます。

◆問い合わせ先：在学する学校または秋田県育英会 TEL:018-860-3552

(4)高等学校授業料減免

- ・経済的理由により授業料の納付が困難な場合、授業料の一部または全部が免除になります。学校により減免制度の有無及び手続き方法が異なりますので、詳しくは各私立高等学校へお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各高等学校

● 福祉医療費の支給

- ・ひとり親家庭の18歳の年度末までの子どもが病気になって医療機関にかかったとき、福祉医療費受給者証を提出すると医療費自己負担の助成が受けられます。(所得制限あり)

◆申し込み先：各市町村

● 生活保護

- ・病気や失業で収入がない、または働いても収入が少なく生活困難な方に対して、国が最低限度の生活を保障しながら、自分達の力で生活できるように援助する制度です。生活保護を受けたい場合は、申請が必要ですので、居住地を所管する福祉事務所にお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各市・県福祉事務所

● 秋田県災害遺児愛護基金

- ・交通・労働または自然災害により、父・母を失ったとき、見舞金や入学・卒業祝い金などが支給されます。

◆申し込み先：各市町村

● 日の出交通遺児育英基金

- ・県内に居住し、高等学校等へ進学する交通遺児に対して、奨学金・入学準備金を支給します。

◆問い合わせ先：三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部 公益信託課

TEL：0120-622372

6 養育費

● 養育費に関する相談



- ・養育費の不払い、未婚の場合の養育費請求、離婚協議中の方の取り決めについてなど、養育費に関する相談を受け付けています。専門的な相談を希望される方は、弁護士相談（要予約）を利用できます。

◆問い合わせ先：秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

● 養育費に関する補助制度



- ・秋田県では、離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達を支援するため、養育費の取り決め・確保の手続きに要する費用の補助を行っています。（補助事業は予算の範囲内での実施となります。）
- ・交付申請に係る手続きや交付申請書の様式など、詳細については、秋田県公式ウェブサイト「美の国秋田ネット」に掲載しております。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/59286>



【補助対象事業】

補助区分	補助対象経費	補助上限
公証人手数料	公正証書による債務名義を作成する場合の公証人手数料（養育費の取り決めに要する部分に限る。）及び送達に要する料金 ※養育費以外（年金分割、財産分与、慰謝料など）の取り決めで算定される手数料は除く。	3万円
養育費請求調停申立て費用	下記内訳の合計額 内訳 収入印紙代 戸籍謄本等の添付書類取得費用 公的機関が求める連絡用の郵便切手代 弁護士費用	6万円
未払い養育費に係る強制執行申立て費用	弁護士費用 ※弁護士費用以外の費用（収入印紙代、戸籍謄本取得費用、郵便切手代など）は除く。	6万円
養育費保証料	保証会社と養育費保証契約（保証契約期間1年以上のものに限る。）を締結する際に要する保証料（初回契約時のものに限る。）	5万円

（補助制度に関するお問い合わせ先）

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 家庭福祉班 TEL：018-860-1344

● 養育費に関する情報

- ・裁判所ウェブサイト 「養育費に関する手続」

養育費に関する手続（調定等）の流れ、手続き方法、Q & Aなどの情報を提供しています。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html



- ・法務省ウェブサイト 「離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと」

離婚をする際に考えておくべきこと（養育費、親権者、面会交流、財産分与等）について、基本的な情報がまとめられています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html



7 その他の制度

● ひとり親「親子交流会」

- ・スポーツや体験活動などのレクリエーションを通して、家族や地域の方々との交流を深めます。

◆問い合わせ先：秋田県母子寡婦福祉連合会

● 税制上の優遇措置

- ・所得税及び住民税について、寡婦（夫）控除、ひとり親控除を受けられる場合があります。

◆問い合わせ先：各市町村又は税務署

別表

母子父子寡婦福祉資金貸付一覧

令和4年4月1日現在

資金の種類	貸付対象等	貸付金額の限度	据置期間	償還期間 (据置後)	利率 ※3	
事業開始資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	314万円	貸付の日から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	年1.0%
		(母子・父子福祉団体)	471万円			
事業継続資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	157万円	貸付日から 6か月間		
			(母子・父子福祉団体)			
修学資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	学校等種別及び学年別による貸付限度額は附表1のとおり (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中の児童に対する児童扶養手当の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算した額。	卒業後 6か月以内	20年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識や技能を習得するために必要な授業料、材料等及び高等学校の修学・入学に必要な資金	月額 68,000円 運転免許 460,000円 (特別)一括 816,000円	知識技能習得 期間満了後 1年以内	20年以内	年1.0%
修業資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額 (特に必要と認めた場合) 68,000円 (注)修学資金同様、上記額に児童扶養手当額を加算した額。 460,000円			
就職支度資金 ※1	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦 ・父母のいない児童	就職するために直接必要な被服や自動車等を購入する資金	(特別分) 100,000円 330,000円	貸付の日から 1年間	6年以内	
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦	医療・介護保険の保険料自己負担分及び通院に要する交通費等に必要資金	介護分 500,000円 医療分 340,000円 (特に必要と認めた場合) 480,000円	医療・介護を受けた後 6か月以内	5年以内	
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 (注)母が生計の中心者でない場合、右の月額から減額された貸付限度額による。	知識技能を習得している間の生活費として	月額 141,000円	習得期間満了後 6か月以内	20年以内	年1.0%
		医療・介護を受けている間の生活費として	月額 105,000円	医療・介護を受けた後 6か月以内	5年以内	
		母子家庭等となつて間もない(7年未満)母等の生活の安定と継続を図るための生活費として ※2	月額 (注)ただし月額40,000円まで、合計960,000円を超えない範囲については無利子とする。	貸付終了後 6か月以内	8年以内	
		失業中の生活の安定と継続を図るための生活費として	月額 105,000円		5年以内	
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金	150万円 200万円 (特に必要と認めた場合)	貸付けの日から 6か月間	6年以内 (特別)7年以内	
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		3年以内	
就学支度資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	就学・修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 (小・中学校分は経済的困窮時のみ)	学校等種別は附表2のとおり	修学又は 修業終了後 6か月以内	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	配偶者のいない女子又は男子の扶養する児童が、結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具等を購入する資金	300,000円	貸付けの日から 6か月間	5年以内	年1.0%

※1 修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金について、母又は、父が借りる場合はお子さん(児童又は子)が連帯借受人となり、お子さん(児童又は子)本人が借りる場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。

※2 養育費の取得に係る裁判等に要する費用が認められています。この費用に係る生活安定貸付の一括貸付は12月分(1,260,000円)を上限として行い、無利子とできる範囲は48万円が限度となります。

※3 年1.0%の利率が設定されている資金であっても、連帯保証人を設定することにより無利子で貸付を受けることができます。

母子父子寡婦福祉資金貸付「修学資金」貸付限度額(月額)一覧表

(附表1)

令和4年4月1日現在

学校等種別		学 年 別		1年	2年	3年	4年	5年
		国公立	私立	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学		27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学		34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学		45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学		48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		78,000	78,000			
	私立	自宅通学		89,000	89,000			
		自宅外通学		126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		96,500	96,500			
	私立	自宅通学		93,500	93,500			
		自宅外通学		131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学		71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学		146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程			132,000	132,000			
	博士課程			183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)				51,000	51,000			

母子父子寡婦福祉資金貸付「就学支度資金」貸付限度額表

(附表2)

学校等種別	自宅通学	自宅外通学
小学校	64,300	
中学校	81,000	
専修学校(一般課程)	150,000	160,000
国公立の高校、高専、専修学校(高等課程)	150,000	160,000
私立の高校、高専、専修学校(高等課程)	410,000	420,000
国公立の大学、短大、専修学校(専門課程)	410,000	420,000
私立の大学、短大、専修学校(専門課程)	580,000	590,000
国公立の大学院	380,000	
私立の大学院	590,000	
修業施設	272,000	282,000

● 相談窓口一覧 (各支援制度の詳細は、次の機関にお問い合わせください。)

	名称	所在地	連絡先	管轄区域
県 の 機 関	北秋田地域振興局大館福祉環境部 (北福祉事務所)	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3951	大館市、鹿角市、北秋田市、 小坂町、上小阿仁村
	北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1165	北秋田市、上小阿仁村 ※ 1
	山本地域振興局福祉環境部 (山本福祉事務所)	〒016-0815 能代市御指南町1-10	0185-55-8020	能代市、山本郡
	秋田地域振興局福祉環境部 (中央福祉事務所)	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	018-855-5175	男鹿市、由利本荘市、潟上市、 にかほ市、南秋田郡
	由利地域振興局福祉環境部	〒015-0885 由利本荘市水林408	0184-22-4120	由利本荘市、にかほ市 ※ 2
	仙北地域振興局福祉環境部	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-3403	大仙市、仙北市、美郷町 ※ 3
	平鹿地域振興局福祉環境部 (南福祉事務所)	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	0182-32-3294	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、 美郷町、雄勝郡
	雄勝地域振興局福祉環境部	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1-10	0183-73-6155	湯沢市、雄勝郡 ※ 3
	北児童相談所	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、 小坂町、上小阿仁村、山本郡
	中央児童相談所	〒010-1602 秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311	秋田市、男鹿市、由利本荘市、 潟上市、にかほ市、南秋田郡
	南児童相談所	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	0182-32-0500	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、 美郷町、雄勝郡
	女性相談所	〒010-0864 秋田市手形住吉町4-26	018-835-9052	全県
	各 市 福 祉 事 務 所	秋田市福祉事務所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1	018-888-5690
能代市福祉事務所		〒016-8501 能代市上町1-3	0185-89-2947	能代市
横手市福祉事務所		〒013-8601 横手市中央町8-2	0182-35-2133	横手市
大館市福祉事務所		〒017-8555 大館市字中城 2 0 番地	0186-43-7054	大館市
男鹿市福祉事務所		〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9117	男鹿市
湯沢市福祉事務所		〒012-8501 湯沢市佐竹町1-1	0183-78-0166	湯沢市
鹿角市福祉事務所		〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50	0186-30-0235	鹿角市
由利本荘市福祉事務所		〒015-8501 由利本荘市尾崎17	0184-24-6319	由利本荘市
潟上市福祉事務所		〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5360	潟上市
大仙市福祉事務所		〒014-8601 大仙市大曲花園町1-1	0187-63-1111	大仙市
北秋田市福祉事務所		〒018-3392 北秋田市花園町19-1	0186-62-6638	北秋田市
にかほ市福祉事務所		〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子淵21	0184-32-3040	にかほ市
仙北市福祉事務所		〒014-0392 仙北市角館町中菅沢 8 1 - 8	0187-43-2280	仙北市
そ の 他 の 機 関	秋田県ひとり親家庭 就業・自立支援センター	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館内	018-896-1531	全県
	秋田市子ども未来センター	〒010-8506 秋田市東通仲町4-1 アルヴェ 5 F	018-887-5339 018-887-5698	(子ども家庭相談) (女性の悩み相談)
	秋田県母子寡婦福祉連合会	〒010-0864 秋田市手形住吉町4-26	018-833-4249	全県

※ 1 県福祉事務所で行う業務については、北秋田地域振興局大館福祉環境部（北福祉事務所）にお問い合わせください。

※ 2 県福祉事務所で行う業務については、秋田地域振興局福祉環境部（中央福祉事務所）にお問い合わせください。

※ 3 県福祉事務所で行う業務については、平鹿地域振興局福祉環境部（南福祉事務所）にお問い合わせください。



美の国あきたネット（秋田県公式サイト）

秋田県の情報を紹介するウェブサイトです。
秋田県庁各課の情報を掲載しています。

<https://www.pref.akita.lg.jp/>

美の国あきたネット

検索



秋田県ひとり親家庭就業 ・自立支援センター



秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭のお母さんなどの就業に関する相談、就業に役立つ技術習得講習会、求人情報提供、養育費相談等について掲載しています。

<http://akita-boshi.jp>

あきたひとり親

検索



あきたの結婚・子育て応援情報 Web サイト いっしょにねっと。

子育てに関する情報はもちろん、出会い・結婚や、仕事と育児・家庭の両立支援など、子育て世代を中心として広く県民の皆様に情報提供するサイトです。

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>

いっしょにねっと。

検索

